

令和●年度給与支払報告書（総括表）

追加・訂正

指 定 番 号

5×××××××

給与支払者の個人番号又は法人番号

11111111×××××

和光市長宛 年 月 日提出2月1日(月)までに提出してください。

(和光市提出用)

フリガナ 特別徴収義務者所在地(住所)	〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5	事業種目	受給者総人数 (他市の受給者も含む)	100人
フリガナ 名称(氏名)	株式会社 和光	和光市への報告人員	給与より特別徴収する人数	20人
代表者の職氏名	和光 太郎	普通徴収切替理由書に記載した人数		5人
担当者の所属、氏名に ならびに電話番号	総務 課 人事 氏名 和光 花子 電話 048-464-×××× 番 内線 1111	計		25人
会計事務所等の名称	和光会計事務所 電話 048-464-△△△△ 番	所轄税務署名	税務署	

和光市への報告人員の中に、年末調整で他社(前職分等)の給与を含んでいる人が、
 いる いない
 『いる』に○をつけた場合は、摘要欄にその内容を記載してください。
 必要 不要
 納入書を使用して納付しますか

《令和●年度給与支払報告書の提出についてのお願い》
 普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書の提出が必要です。

- ・総括表及び給与支払報告書(個人別明細書)は折らずに、2月1日(月)までに提出してください。
- ・給与支払報告書の作成について、会計事務所等に依頼されている場合は、この総括表一式を会計事務所等へお渡しください。
- ・給与支払報告書提出の際は、この総括表を使用し、あらかじめ記載されている内容に変更がある場合は朱書き訂正してください。(他の総括表を使用される場合でも、この総括表と一緒に提出してください。)
- ・給与支払報告書の提出後3月末までに退職等の異動が生じた場合、4月15日(木)までに「給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ・総括表は個人別明細書と併せて提出いただく書類ですので、総括表及び普通徴収切替理由書のみを提出されないようお願いいたします。
- ・和光市に該当者がいない場合、総括表の提出は不要です。

【問合せ先】

埼玉県和光市広沢1-5 和光市役所 課税課 住民税担当
 TEL: 048-424-9102(直通)、048-464-1111(代表)

切替理由書に記載した普通徴収者数と一致させてください。

個人住民税の普通徴収切替理由書

指 定 番 号

5×××××××

給与支払者の個人番号又は法人番号

11111111×××××

和光市長宛

事業所名	株式会社 和光	
普通徴収として取り扱うべき給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は以下のとおりです。		
略号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2名以下 (下記 普B~普Fに該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	1人
普C	給与が少額で税額が引けない (年間の給与支給額が100万円以下の場合など)	1人
普D	給与の支払が不定期(給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業中を含む)	3人
合計		5人

一定の事由により個人住民税の特別徴収を行うことができない場合は、普通徴収切替理由書の提出をお願いいたします。

個人住民税の給与天引きの対象は、原則として全ての従業員の方ですが、一定の事由(※)に該当する従業員の方は、普通徴収とすることができます。

一定の事由に該当する従業員の方につきましては、給与支払報告書提出の際に、『普通徴収切替理由書』を仕切り紙として使用し、普通徴収該当者を分けて提出していただきますようお願いいたします。また、普通徴収該当者の個人別明細書の摘要欄に必ず該当事由(普A~普F)を記入してください。

エルタックス等の電子媒体で提出する場合は必ず普通徴収欄に入力し、摘要欄に略号を記入してください。(普通徴収切替理由書の提出は不要です。)

乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。

※一定の事由とは普通徴収切替理由書の該当事由(普A~普F)に該当する場合があります。

普通徴収切替理由書の提出がない場合又は提出があっても一定の事由に該当しない場合は、特別徴収として税額決定通知書を送付します。